

朝霞市条例第20号

朝霞市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市重度心身障害者医療費の支給に関する条例（昭和48年朝霞市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「以下「被保険者等」という。」を削り、「被扶養者」の次に「（以下「被保険者等」という。）」を加え、同項第1号ア中「支給」の次に「（以下「援護」という。）」を加え、同号中クをコとし、イからキまでをエからケまでとし、アの次に次のように加える。

イ 他の市町村から援護を受け、又は受けることとなる者であって、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所しているもの

ウ 他の市町村長が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号の規定により、同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第3条第1項第2号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条又は第30条の規定により、指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給」を「援護」に改め、同項中第11号を第13号とし、第3号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 市から援護を受け、又は受けることとなる者であって、市の区域外に設置されている介護保険法第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所しているもの

(4) 市長が老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、市の区域外に設置されている同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第3条第2項に次の1号を加える。

(5) 他の都道府県又は市区町村が実施する医療費の助成事業により、この条例による医療費助成金に相当する給付を受けることができる者

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。